

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画（案）に係るパブリックコメント実施結果（提出意見及び市の考え方）

1. 公表期間：令和6年12月4日（水）から令和7年1月6日（月）
2. 計画（案）に対する意見提出者数：5人（持参1人、電子メール3人、専用フォーム1人）
3. 提出意見数：27件（意見11件、提案15件、その他1件）
4. 提出された意見及び市の考え方

番号	種別	頁	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
1	その他	144	第9章 整備	「NPO法人かも」→NPO法人ふるさと案内・かもへ修正	修正します。	修正
2	提案	132 135	第10章 保存活用事業運営・体制	132ページ「くにのみや学習館はその規模が小さく展示活動にも限界がある」その通り 135ページ「山城南部地域の知の集積、発信、拠点としての機能が求められる」その通り 問題はそれらの課題をどう解決するか。以下に述べる。 ①みかのはらに一定規模の準工業地域または商業地域を設定する	①市全体のまちづくり、ひいては京都府南部地域全体のまちづくりに関わります。貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一
3	提案	②そこに、くにのみや学習館に代わる展示施設をつくる。また食事のできる施設も併設する。そこには公共下水施設（集落排水の手法）をつくり住宅建設も可能にする。		②③④⑤文化財に関わる展示施設のあり方は、府と市それぞれが整備すべき施設の役割の住み分けも含め、機能や立地を検討し、その中で、史跡恭仁宮跡をどのように活用整備するかを検討する必要があります。その際には、遺構が良好に残る遺跡の保存や、古代を偲ぶことができる景観の保全にも配慮する必要があります。今後の恭仁宮跡活用整備の具体的検討にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一	
4	意見	③施設のイメージは、山城郷土資料館の分館（展示、研修機能を持つ）が考えられる。				
5	提案	④もともと、50数年前、山城郷土資料館が現在地に建設される前、建設地として恭仁宮跡が予想されていた。それが急きよ現在地に変更されたことは不可解。現在の山城郷土資料館は山間にあり、面積が狭く、交通不便。これ以上の拡張は無理。改めて候補地の一つと考えられていた恭仁宮跡付近に分館を建設する。				
6	提案	⑤分館は、京都府施設となる。府がもしも躊躇するなら、木津川市単独で市の歴史資料館を設置することもあり得る。				
7	意見	149		・木津川市は広報なども使って恭仁宮跡の価値、瓶原城跡やデ・レーケ堰堤などをもっともっと積極的に市民に発信しなければならない。8万市民のどれほどが恭仁宮跡を認識しているだろうか。 ・恭仁宮跡の範囲、これまでの発掘成果を市民に分かりやすく知らせることも必要。「朝堂院」や「朝集院」の意味や場所を知らせることも必要。現在の市民の認識からは次にのべる特別史跡の価値は理解されないのでないだろうか。 ・今、木津川市は恭仁宮跡の特別史跡指定に向けて作業を進めている。見事、特別史跡指定となつたなら、現在全国でわずか64箇所指定の「国宝」級史跡となる。ならば、よほど本腰を入れて恭仁宮跡の保存活用に市・府・国が本腰を入れていただきたい。 調査活動は今後も継続するが、まず山城南部地域の知の集積・発信拠点としての適切な施設の建設が必要。	文化財保護に関する啓発は、非常に重要なことと認識しております。市としても、令和5年度に小学生の親子対象にした恭仁宮周遊ツアー開催や、ふれあい文化講座のテーマとして恭仁京を取り上げるなど、恭仁京や恭仁宮跡を広く知りたい機会の開設に努めているところです。また、市内にはさまざまな時代・分野にかかる貴重な文化財が多数存在しており、これらの啓発に努めてきました。なお、恭仁宮跡が重要な遺跡であることに相違ありませんので、府内での企画・観光振興を所管する部局や、京都府の取組みとも連携し、今後もソフト・ハード両面で啓発事業の充実に努めます。	一
8	意見	128	第7章 調査	「なお、調査内容の詳細については調査専門家会議と協議の上、決定する。」とあるが、調査専門家会議について何ら説明がない。	調査専門家会議は、恭仁宮跡の実態解明のため、学術調査を継続して行っている京都府教育委員会が設置しているものです。本文中または注釈にて、その旨を補足いたします。	追記
9	意見	137	第8章 活用	「徒歩での来訪が困難な方に対する方策も検討する必要がある。」とありますが、福祉的な視点から高齢者や車椅子の方も楽しめる配慮が必要と考えます。	恭仁宮跡の活用にあたっては、136ページで「4) 多様な人々を視野に入れた活用」「③外国人・障害のある方も対象とした活用」をあげているとおり、高齢者や車椅子の方も楽しめる配慮は必要と認識しています。	一
10	提案	146	第9章 整備	「すべての人に開かれた整備」は、すばらしいアイデアだと思います。 単なる観光拠点ではなく、大仏建立の詔が発出された地で、22世紀型のインクルーシブな施設、人種を超えた世界平和の拠点というコンセプトで多角的な検討を行うべきではないでしょうか。	京都が恭仁京におかれ奈良時代は、唐の文化を積極的に学び、国の発展に活かそうとした時代です。活用整備検討にあたって、奈良時代の体感ということも重要な視点であると認識しております。	一
11	提案	146	第9章 整備	「ガイダンス機能を有する施設等について」、恭仁宮や山城国分寺についてより良く知つてもらうためには、ガイダンスはマストである。 京都山城ミュージアムは、老朽化が進んでいる。建て替え時期には、恭仁宮跡に移転すれば、学芸員がおられるのでガイダンス機能が充実します。	文化財に関わる展示施設のあり方は、府と市それぞれが整備すべき施設の役割の住み分けも含め、機能や立地を検討し、その中で、史跡恭仁宮跡をどのように活用整備するかを検討する必要があります。その際には、遺構が良好に残る遺跡の保存や、古代を偲ぶことができる景観の保全にも配慮する必要があります。今後の恭仁宮跡活用整備の具体的検討にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一
12	意見	148 149	第10章 保存活用事業運営・体制	「地域活動団体の協力」とあるが、どんな団体であるか説明がない。 史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会の会員である「NPOふるさと案内・かも」や「瓶原まちづくり協議会」「瓶原地域農地水環境保全管理協会」「恭仁小学校PTA」のことですか。	「地域活動団体」については、第10章冒頭の「現状」で述べているとおり、「瓶原まちづくり協議会」「NPO法人ふるさと案内・かも」「瓶原土地改良区」「瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会」が、現在において史跡恭仁宮跡の保存活用に関与している主な団体ですが、将来的にはこれら列記した団体に限定することなく、多様な団体に関与いただくことを期待しているところです。	一

13	意見	151	第10章 保存活用事業運営・体制	表には、一番大きな文字で「地域活動団体・土地地権者」とあるが、どんな活動団体があるのか説明がない。史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会の会員である「NPOふるさと案内・かも」や「瓶原まちづくり協議会」「瓶原地域農地水環境保全管理協会」「恭仁小学校PTA」と土地地権者が恭仁宮跡の保存・活用に関わる運営体制の中心になるのか。もしそうだとすれば、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会の議事録には、「瓶原まちづくり協議会」は高齢化が進んでいるとあった。中心にすれば、負担が大きいのではないかでしょうか。	文化財保護には、所有者の意志が重要であることは言うまでもありません。また、公有化した史跡指定地の維持管理についても、市と地域団体との協力関係の上で成り立っています。今後の恭仁宮跡の活用整備を検討する上で、維持管理にかかる負担軽減は重要なポイントであり、策定委員会でも議論されたところです。そのために、最大の地権者である木津川市が、恭仁宮跡の保存活用にあたり、史跡管理団体としての役割を果たすべきと考えています。	一
14	提案	149 151	第10章 保存活用事業運営・体制	「市役所庁内の連携体制の課題」「文化財の活用整備全般を取りまとめるマネジメント職員を配置する必要がある。」 地域住民の声を聞き反映させるのは大切だが、行政主導で第8章、9章にある課題解決にあたる必要があると考えます。 P150の表の「木津川市の連携」の下に、マネジメント職員と記入しておくべきと考えます。	府内にとどまらず、関係者や関係機関・団体との協力関係のもと、恭仁宮跡の保存活用を推進するための運営体制を相関図として表したもの。また、文化財担当職員といつても、文化財の分野は幅広いため、埋蔵文化財担当だけでなく、幅広い分野の担当者の連携が必要であることを意図しています。	一
15	意見	11	第1章 保存活用計画作成の沿革・目的	平成18年3月策定の「恭仁宮跡保存活用計画」で定められた基本方針6つのうち、「6: 史跡整備・活用と連携した調査・研究体制を整える」について未達成だとあります。更には「整備・活用方針として、地域住民の参画する整備検討委員会の設置、史跡公園整備、拠点施設整備などを挙げているが実現していない。」とあります。つまり、18年かかってもこれらの課題が解消されずに放置されてきたという事です。なぜ、達成出来なかつたのかについて正面から検証し、問題点を明らかにすることが先決です。その作業を抜きにして新たな「保存活用計画」を作ったとしても同じ轍を踏むだけ、時間とお金の無駄遣いになるのではないでしょうか。	平成18年に策定されたのは「保存活用計画」ではなく「保存管理計画」であって、保存範囲における地区区分ごとの基本方針等を定めることが主目的であり、整備・活用についてはおおまかな方向性を示すもので、いつまでに何を行うといった目標や課題解決策を記述するものではありません。文化財保護行政全般において、近年は活用による保護・継承が重視されるようになり、これをうけて平成30年に文化財保護法が改正され、文化財保存活用計画が法的に位置づけられました。恭仁宮跡を取り巻く環境も、史跡指定地の公有化進捗、住民の高齢化や農業従事者の減少など、「保存管理計画」が策定された平成18年と状況も変化しており、ようやく活用整備に向けた検討を本格化させる時期が到来したものと考えています。	一
16	意見	12	第1章 保存活用計画作成の沿革・目的	京都府が令和4年に「恭仁宮跡活用整備検討協議会」を組織し、木津川市が令和5年に「木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会」を組織しています。この二つの組織の関係性が分かりづらく感じます。同じテーマを二つの会で話し合っているような奇妙な感覚があります。	「保存活用計画策定委員会」は、史跡の管理団体である木津川市が主導し、史跡指定地を含む保存範囲における保存活用の計画を定めるための組織です。一方、「活用整備検討協議会」は、50年間にわたり発掘調査を行ってきた京都府が主導し、広域的で多様な視点から、保存範囲外も含めて、恭仁宮跡の活用整備の可能性・方向性を検討する組織です。本文中又は注釈で補足いたします。	追記
17	提案	132	第8章 活用	活用の課題 アクセスの悪さ、常駐の学芸員の不在など史跡を見学する環境がそもそも整っていないなどの指摘がされています。京都府山城郷土資料館が市内にありながら、市内の遺跡との連携が図り切れていない現状についても言及があります。 では、どうすればアクセスや観光の環境整備が出来るのかを考えねばなりません。例えば丹後郷土資料館は令和8年度に増築を含むリニューアルオープンをすることです。 京都府山城郷土資料館についても今後建替えなどを考慮する際には恭仁宮への移転を真剣に検討することが必要です。	文化財に関わる展示施設のあり方は、府と市それぞれが整備すべき施設の役割の住み分けも含め、機能や立地を検討し、その中で、史跡恭仁宮跡をどのように活用整備するかを検討する必要があります。その際には、遺構が良好に残る遺跡の保存や、古代を偲ぶことができる景観の保全にも配慮する必要があります。今後の恭仁宮跡活用整備の具体的検討にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一
18	提案	133 134	第8章 活用	(1-5) 普及啓発に関する課題など そもそも本市は「ニーズ調査」を正式に実施されたことがあるのだろうかと疑問に思います。長岡京市などは調査を行ってデータを取っています。本市は「なんとなく」そういう傾向がある…という推測の元にこの計画を作ってはいないでしょうか。通常、計画を作る際には調査が実施されるのですが、当計画には見当たりません。是非とも観光客や地元の住民などに対して「ニーズ調査」を実施してから計画を作り直して欲しいです。 p.147に「ニーズの調査・実現可能性・民間活力の導入も含め、引き続き検討を進めいくこととする。」とありますが、順番が違うと思います。	令和5年度に京都府が、恭仁宮跡活用整備基本構想を検討するにあたり、観光事業者や有識者、地元主要関係団体へのヒアリングを行うとともに、インターネットを活用したWEBアンケートを実施されています。第8章「活用」及び第9章「整備」は、ヒアリングやアンケート調査結果を踏まえて記述しています。また、京都府ではアンケート調査結果の公表について検討されています。	一
19	提案	151	第10章 保存活用事業運営・体制	第22図 恭仁宮跡の保存・活用に関わる運営主体 この図には違和感があります。あたかも主役は「地域活動団体」と「土地地権者」かのような印象を受けるからです。地域活動団体とは、「ふるさと案内・かも」のことでしょうか。いちNPOを中心に据えるとは奇妙です。主体は木津川市、パートナーとして地域活動団体があるべき形ではないでしょうか。	文化財保護には、所有者の意志が重要であることは言うまでもありません。また、公有化した史跡指定地の維持管理についても、市と地域団体との協力関係の上で成り立っています。そのため、地権者と地域活動団体を中心にはいますが、最大の地権者である木津川市も、恭仁宮跡の保存活用にあたり、史跡管理団体としての役割を果たすべきと考えています。 なお、「地域活動団体」については、第10章冒頭の「現状」で述べているとおり、「瓶原まちづくり協議会」「NPO法人ふるさと案内・かも」「瓶原土地改良区」「瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会」が、現在において史跡恭仁宮跡の保存活用に関与いただいている主な団体ですが、将来的にはこれら列記した団体に限定することなく、多様な団体に関与いただくことを期待しているところです。	一
20	意見			50年間の発掘作業など、多くの労力を費やしてきた割には成果が少なかった印象の恭仁宮跡の活用ですが、この計画を読んでも斬新はありません。 それはなぜでしょうか。議論が少なすぎるのでは?話し合いの場が限定されすぎているのでは?もっと広く、オープンな対話の場が必要です。ニーズ調査はもとより、今若い人たちが何に興味があり、観光地へ行く人の心理とはどういったものか、時代は何を求めているのか等の市場調査も含めて貪欲に掘り下げる作業が無ければ、18年前の計画と同じことになります。 今回のパブリックコメントに寄せられた意見を是非とも参考にして、より良い保存活用計画にされることを心から願います。	令和5年度に京都府が、恭仁宮跡活用整備基本構想を検討するにあたり、観光事業者や有識者、地元主要関係団体へのヒアリングを行うとともに、インターネットを活用したWEBアンケートを実施されています。観光事業者やWEBアンケート調査により、恭仁宮跡に対する認知度や来訪意向のほか、他地域の歴史資源活用にかかる動向事例調査などを実施され、その結果を踏まえて第8章「活用」及び第9章「整備」を記述しています。また、京都府ではアンケート調査結果の公表について検討されています。	一

21	意見	134	第8章 活用	文化観光の課題 この文化観光という語の意味がわからない。歴史観光というならなんとなくわかる気がするが、当地は観光地でないという視点が必要と考えます。何年か前アメリカへ遊びに行つた折、観光地のニューヨークより、はるかにペンシルバニア州の田舎町の方がはるかに面白ろかったです。アレンタウン、ランカスターの町忘れがたい。素顔のアメリカという意味です。	歴史資源を単に「見せる」ことに活用するというだけでなく、恭仁京が置かれた奈良時代という時代や、恭仁宮が置かれた瓶原の地域が恭仁京以降も現代に至るまで長きにわたって人々に育まれてきたものの、すなわち「文化」を、体験活動などをとおして理解を深めることを目的とする観光への活用を、目指すべき方向性とするという意味合いの用語です。	一
22	意見	135 137 141 143 146	第8章 活用 第9章 整備	あれも、これも盛りたくさんに書いてあるけれど、中心は何と云っても現在の府立山城郷土資料館を閉館し、当地恭仁宮跡のどこかに新設。名も「恭仁京天平歴史館」にして博物館、そしてその周辺に広場、道の駅、駐車場、案内所等々総合基地機能をもたせて、計画を作成すれば、石破首相の方針、地方創生のあり方と一致すると考えます。	文化財に関わる展示施設のあり方は、府と市それぞれが整備すべき施設の役割の住み分けも含め、機能や立地を検討し、その中で、史跡恭仁宮跡をどのように活用整備するかを検討する必要があります。その際には、遺構が良好に残る遺跡の保存や、古代を偲ぶことができる景観の保全にも配慮する必要があります。今後の恭仁宮跡活用整備の具体的検討にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一
23	提案			これは要望ですが、来年度、歴史学者をお招きして、「恭仁京」講座をもっと、開いて欲しいです。	文化財保護に関する啓発は、非常に重要なことと認識しております。市としても、令和5年度に小学生の親子対象にした恭仁宮周遊ツアー一開催や、ふれあい文化講座のテーマとして恭仁京を取り上げるなど、恭仁京や恭仁宮跡を広く知っていたら機会の開設に努めているところです。また、市内にはさまざまな時代・分野にかかる貴重な文化財が多数存在しており、これらの啓発に努めてきたところです。なお、恭仁宮跡が重要な遺跡であることに相違ありませんので、庁内での企画・観光振興を所管する部局や、京都府の取組みとも連携し、今後もソフト・ハード両面で啓発事業の充実に努めます。	一
24	提案	51	第3章 史跡 恭仁宮跡（山城国分寺跡） の概要	みかのはらとは隣村の関係にある錢司（ぜず）地域に関する記述のまったく無いことである。錢司地域は、みかのはらと同様に木津川市加茂町（合併前の相楽郡加茂町）に属する地域であり、みかのはらとは国道163号線沿いの西と東の隣り合わせの関係にある地域である。錢司は、和同開珎の銭司跡の遺構（錢司遺跡）のある地域として知られているが、これは恭仁京遷都以前から続いていたであろうと思われる。（中略）わたしがここで述べたいのは、周辺の文化財（例えば、和束町、笠置町、南山城村に存在する寺社など）に記述が及ぶのであれば、当然錢司遺跡は注目されねばならない。また、恭仁京遷都が橘諸兄の進言であると言われているが、それを可能ならしめたみかのはら周辺の政治・経済上、また文化上の背景に触れなければ、遷都に合理性がないと思うからである。（いうまでもなく、当時の大動脈は水運であり、木津川=いづみ川に拠りさえすれば、泉津（いづみの津）と錢司の浜とは指呼の間である。）上記の理由により、錢司遺跡を加え、錢司に関する記述を入れるべきである。	恭仁京を取り巻く環境として、奈良時代の銭司遺跡である錢司遺跡は重要であると認識しています。ただし、本計画の目的上、「第2章 史跡周辺（木津川市）の概要」「（2）歴史的環境」においても、瓶原地域を中心に通史的簡潔な記述にとどまらざるをえず、また「第3章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の概要」「（4）活用の現状」「（4-6）文化観光」においても、観光客が現状である程度来訪実績のある観光地を、広域的視点も含めて述べたものであり、故意に記述を控えたものではありません。	一
25	提案	92	第5章 史跡 恭仁宮跡（山城国分寺跡） の大綱・基本 方針	目指すべき目標 まったく同意	計画案通りとします。	一
26	提案	92～93	第5章 史跡 恭仁宮跡（山城国分寺跡） の大綱・基本 方針	保存活用の大綱 名称はともかく（例えば、歴史的風致地区など）関連法令を吟味しながら、特区に制定されるべきである。	市全体のまちづくり、ひいては京都府南部地域全体のまちづくりに関わります。貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一
27	提案	134、 137、 141、 144、 147	第8章 活用、 第9章 整備	基本的に同意。その上で、遺跡周辺に、食事・休憩ができ、地元の物産の販売（購入）ができる、サイクリングやハイキングのハブとなりうる施設が必要不可欠である。また、恭仁宮史跡を中心としながらも南山城地域の歴史を長いスパンで俯瞰的に展示、ガイドンスできる施設も必要不可欠である。その施設は、当然、研究・調査の前線基地でなければならない。そうであれば、それらは、その規模、質から言って、木津川市がコーディネートするのではなく京都府が中心となり、整備しなければならないものとなるであろう。そうでなければ、大阪城などと同格の特別史跡に指定されても、それを支えることは不可能である。具体的に言えば、国道163号線沿いの史跡にできるだけ近い適当な場所に、大きな駐車場を整備しながら、1階に飲食休憩・購買ができ、観光の拠点となる機能を有し（道の駅機能）、2階には山城郷土資料館を移設（展示、教育・研究機能）して、これに当たることが最も適当で望ましいように思われる。またその施設建設と並行して、それらを支える人づくり、体制作りも不可欠であることは言を俟たない。	文化財に関わる展示施設のあり方は、府と市それぞれが整備すべき施設の役割の住み分けも含め、機能や立地を検討し、その中で、史跡恭仁宮跡をどのように活用整備するかを検討する必要があります。その際には、遺構が良好に残る遺跡の保存や、古代を偲ぶことができる景観の保全にも配慮する必要があります。また、京都府総合計画におきましても、恭仁宮跡が歴史文化・観光拠点として位置付けられております。今後の恭仁宮跡活用整備の具体的検討にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	一